

ユニバーサル社会の実現に向けた啓発活動

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控え、外国人や障害のある人に対する偏見や差別をなくし、ユニバーサル社会(人種、障害の有無などの違いを理解し、自然に受け入れ、互いに認め合う共生社会)を実現することが求められている。
- 人権擁護機関の主な取組は、以下のとおり。

障害を理由とする偏見・差別の解消を目指した啓発活動

体験型啓発活動の実施

オリパラ等経済界協議会・社会福祉協議会と連携・協力し、車椅子体験・ボッチャ体験・ブラインドサッカー体験・パラリンピアンによる講演・人権教室からなる啓発活動を実施



啓発冊子・啓発ビデオ等の作成

障害のある人の人権をテーマとした啓発冊子「いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～」をパラリンピアン監修により作成し、全国の法務局・地方法務局、都道府県及び市区町村等へ配布



外国人に対する偏見・差別の解消を目指した啓発活動

人権国際交流事業の実施

国際交流や異文化共生に関するノウハウ・専門的知見、地域外国人住民との多様なネットワークを有する地域の国際交流協会・NPO等民間団体などとの連携・協力



ポスター・啓発冊子の作成

ポスター、啓発冊子「私たちの身近にあるヘイトスピーチ」等を作成し、全国の法務局・地方法務局、都道府県及び市区町村等へ配布

